

NO. 642
平成27年(2015)
3/20(金)



小笠原 —OGASAWARA—

村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL 04998 (2) 3111
FAX 04998 (2) 3222

ホームページアドレス

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

選挙特集号

4月26日(日)は小笠原村議会議員選挙の
投票日です。

<母島は4月25日(土)繰上投票>
村民の代表を選ぶ重要な選挙です。
忘れずに投票しましょう。

【選挙日程】

告示日	4月21日(火)
繰上投票日(母島)	4月25日(土) 午前7時から午後8時まで
投票日(父島)	4月26日(日) 午前7時から午後8時まで
開票日	4月26日(日) 午後9時から(即日開票)

【投票所】 父島：小笠原村地域福祉センター 母島：母島村民会館

◎投票所へは投票入場券を持参してください。

(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入届を出された方 および 20歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの
生年月日は？ → 平成 7年 4月28日以降 → 投票できません
→ 平成 7年 4月27日以前



小笠原村に転入の
届出をしたのは
いつですか？

→ 平成27年 1月 20日以前 → 投票できます
(※) 転出された方は除きます

→ 平成27年 1月 21日以降 → 投票できません

【期日前投票について】

投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前に投票をすることができます。

期日前投票は、投票日前であっても投票日当日と同じように投票することができる制度です。

期日前投票所へは、投票所入場券を持参してください。

◎投票の対象者：期日前投票を行う日に選挙権のある方で、かつ投票日当日に投票できない事由がある方（「宣誓書」の提出が必要です。）

◎期日前投票期間：4月22日(水)～4月25日(土)

※母島の期日前投票期間は4月24日(金)までとなります。

◎期日前投票所の場所と受付時間：父島 村役場総務課 午前8時30分～午後8時
母島 母島支所 午前8時30分～午後6時

【4月21日(火)以降、父島～母島間で転居された方の投票について】

◎父島から母島へ転居された方：4月26日(日)の投票日に父島で投票となります。
※4月24日(金)までに母島で期日前投票を行うこともできます。

◎母島から父島へ転居された方：4月25日(土)の繰上投票日に母島で投票となります。
※4月25日(土)までに父島で期日前投票を行うこともできます。

☆ 期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(○ = その場所において期日前投票できます。 × = 期日前投票できません。)

	期 日 前 投 票 場 所	4月22日(水) ～4月24日(金)	4月25日(土) 母島繰上投票日
父島から母島へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)	○	○
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×
母島から父島へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)	○	○
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×

【小笠原村以外の区市町村での不在者投票について】

町村の議会議員選挙は、告示日から選挙期日(投票日)までの期間が5日間と短く、また、本村においては、本土との交通が船便のみという事情も加わり、今回の選挙におきましては「不在者投票の請求」をされても村外において投票した不在者投票は投票日(選挙期日)までに小笠原村への送致が間に合わず無効となりますので、予めご了承ください。

(内地において不在者投票をすることのできる日が4月22日(水)からとなりますが、22日(水)がおがさわら丸東京出港日となるため)